# 「倒壊予防工事の費用の詳細がわかる見積書」について

見積書提出にあたっては、以下の通り、**各１通ずつ**作成をお願いいたします。

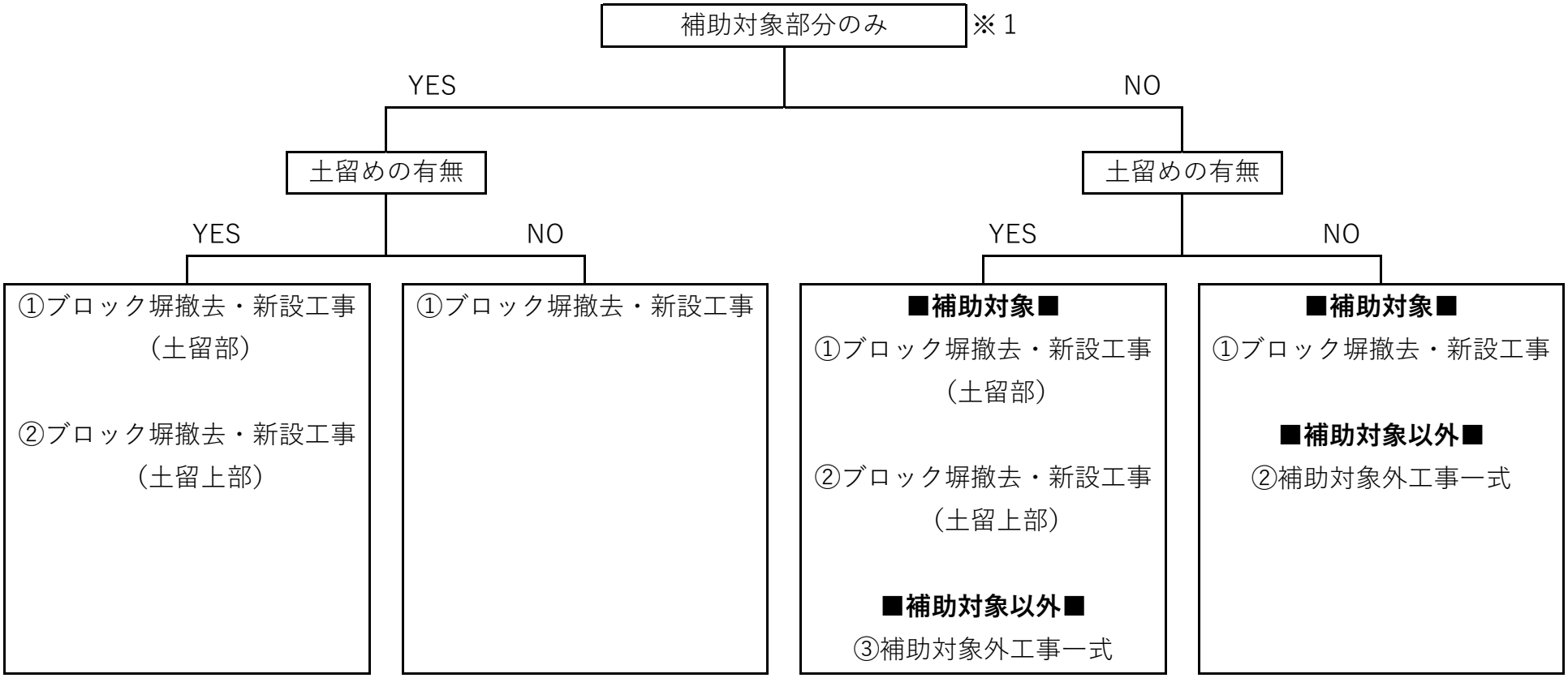


※１　補助対象外工事とは、隣地境界の塀撤去や建物の解体などのことであり、補助対象工事の見積には含めない。

●実績報告書の領収書については、見積が複数の場合でも、１枚（全体事業費分）を提出してください。

以上、よろしくお願いいたします。